



交通松前

令和5年12月1日
松前警察署
地域・交通課 交通係

飲酒運転の根絶

～「なにで来た？」 乾杯前の 合言葉～

年末を迎えるにあたり、飲酒の機会が増えることが予想されます。
飲酒運転に起因する交通事故等が発生しないようご協力をお願いします。



- 運転者以外が処罰対象となる
飲酒運転を助長する犯罪

同乗罪、車両提供罪、酒類提供罪

というものがああります。

飲酒運転車両には便乗せず、ドライバーに飲酒運転をさせないようにしましょう。



今年、飲酒運転で検挙された者の4分の1以上は、事故や違反をしなければバレないだろうという安易かつ自分勝手な考えで運転していました。

飲酒運転は、極めて危険性が高く悪質な違反です。

自分や周りの人生が狂わないよう飲酒運転の根絶に御協力をお願いします。



～アルコール検知器を使用した酒気帯び確認の義務化～

安全運転管理者を設置している事業所は、本年12月1日から、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認が義務化されています。